

議員提出議案第 3 号

大口町議会政務調査費交付に関する条例の一部改正について

大口町議会政務調査費交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 1 日提出

提出者	大口町議会議員	酒 井 廣 治
賛成者	大口町議会議員	吉 田 正
〃	大口町議会議員	柘 植 満
〃	大口町議会議員	岡 孝 夫
〃	大口町議会議員	齊 木 一 三
〃	大口町議会議員	宮 田 和 美
〃	大口町議会議員	丹 羽 勉
〃	大口町議会議員	倉 知 敏 美

(提案理由)

この案を提出するのは、地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 7 2 号）が平成 2 4 年 9 月 5 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町議会政務調査費交付に関する条例の一部を改正する条例

大口町議会政務調査費交付に関する条例（平成１３年大口町条例第１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大口町議会政務活動費の交付に関する条例

本則中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第１条中「及び第１５項」を「、第１５項及び第１６項」に、「調査研究」を「調査研究その他の活動」に改める。

第５条中「規則」を「別表」に、「町政に関する調査研究のための経費以外」を「その他の経費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第５条関係）

会派に係る政務活動費使途基準

項 目	内 容
研 修 費	会派が行う研修会等に必要な経費又は会派に所属する議員が他の団体の行う研修会等に参加するために要する経費（会場費・器械類借上げ費・講師謝礼金・研修負担金・交通費・宿泊費等）
調査研究費	会派が行う調査研究活動のため必要な先進地調査等に要する経費（交通費・宿泊費等）
会 議 費	会派が行う会議、政策等を審議するための会議に要する経費（会場費・器械類借上げ費・印刷費等）
資料作成費	会派が行う調査研究活動に伴う資料の作成に要する経費（印刷費・原稿料等）
資料購入費	会派が行う調査研究活動のため必要な図書・資料等の購入及び利用に要する経費
広報・広聴費	１ 会派が行った調査研究結果の報告、議会活動及び町の施策について地域住民にＰＲするために要する経費 ２ 会派が行う住民の意識調査など広聴活動に要する経費（広報紙・印刷費・送料・会場費等）
事 務 費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品・備品購入費・通信費等）

附 則

- 1 この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大口町議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大口町議会政務調査費交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

大口町議会政務調査費交付に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>大口町議会政務活動費の交付に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項、<u>第15項及び第16項</u>の規定に基づき、大口町議会議員の<u>調査研究その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に交付する<u>政務活動費</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務活動費</u>は、町政に関する調査研究その他の議会活動を行うことを目的として、議長に結成を届け出た会派（会派に所属する議員が1人の場合を含む。）に対し、交付する。 (交付額及び交付方法) 第3条 <u>政務活動費</u>の額は、1の会派における毎年度4月1日現在の所属議員の数に1人当たり年額6万円を乗じて得た額とする。 2 町長は、規則に定める請求書を受理した場合は、速やかに<u>政務活動費</u>を交付するものとする。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに会派が結成されたときは、会派が結成された日の属する月以後の月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (<u>政務活動費</u>の調整及び返還) 第4条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派に、年度途中において所属議員数に異動が生じ、又	<u>大口町議会政務調査費交付に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項<u>及び第15項</u>の規定に基づき、大口町議会議員の<u>調査研究</u>に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に交付する<u>政務調査費</u>に関し、必要な事項を定めるものとする。 (交付対象) 第2条 <u>政務調査費</u>は、町政に関する調査研究その他の議会活動を行うことを目的として、議長に結成を届け出た会派（会派に所属する議員が1人の場合を含む。）に対し、交付する。 (交付額及び交付方法) 第3条 <u>政務調査費</u>の額は、1の会派における毎年度4月1日現在の所属議員の数に1人当たり年額6万円を乗じて得た額とする。 2 町長は、規則に定める請求書を受理した場合は、速やかに<u>政務調査費</u>を交付するものとする。ただし、年度途中において議員の任期が満了する場合は、4月から任期満了日の属する月までの月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を、年度途中に新たに会派が結成されたときは、会派が結成された日の属する月以後の月数を12で除して得た数に、前項に規定する年額を乗じて得た額を交付するものとする。この場合において、交付額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 (<u>政務調査費</u>の調整及び返還) 第4条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派に、年度途中において所属議員数に異動が生じ、又

新	旧
は<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派から新たに別の会派が結成され、若しくは<u>政務活動費</u>の交付を受けた会派が解散した場合等は、次に定めるところにより<u>政務活動費</u>の調整を行うものとする。 (1) 会派間で所属議員数に異動が生じた場合又は新たに会派が結成され、若しくは会派が解散した場合等で残金があるときは、当該会派の所属議員数に応じて<u>政務活動費</u>を調整する。 (2) 会派の所属議員が議員でなくなった場合において、<u>政務活動費</u>に残金があるときは、議員でなくなった者に相当する<u>政務活動費</u>を調整し、返還しなければならない。 (使途基準) 第5条 会派は、<u>政務活動費</u>を別表に定める使途基準に従って使用するものとし、<u>その他の経費</u>に使用してはならない。 (経理責任者) 第6条 会派には、<u>政務活動費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。 (収支報告書の提出) 第7条 会派の代表者は、1の年度の<u>政務活動費</u>に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、規則に定める様式により年度内又は年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 2・3 略 4 <u>政務活動費</u>について残金が生じた場合は、収支報告書の提出と同時に返還しなければならない。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>について必要な事項は、規則で定める。	は<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派から新たに別の会派が結成され、若しくは<u>政務調査費</u>の交付を受けた会派が解散した場合等は、次に定めるところにより<u>政務調査費</u>の調整を行うものとする。 (1) 会派間で所属議員数に異動が生じた場合又は新たに会派が結成され、若しくは会派が解散した場合等で残金があるときは、当該会派の所属議員数に応じて<u>政務調査費</u>を調整する。 (2) 会派の所属議員が議員でなくなった場合において、<u>政務調査費</u>に残金があるときは、議員でなくなった者に相当する<u>政務調査費</u>を調整し、返還しなければならない。 (使途基準) 第5条 会派は、<u>政務調査費</u>を規則に定める使途基準に従って使用するものとし、<u>町政に関する調査研究のための経費以外</u>に使用してはならない。 (経理責任者) 第6条 会派には、<u>政務調査費</u>に関する経理責任者を置かなければならない。 (収支報告書の提出) 第7条 会派の代表者は、1の年度の<u>政務調査費</u>に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、規則に定める様式により年度内又は年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。 2・3 略 4 <u>政務調査費</u>について残金が生じた場合は、収支報告書の提出と同時に返還しなければならない。 (委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>について必要な事項は、規則で定める。

改 正 要 旨

1 改正の目的

地方自治法の一部改正により、政務調査費が政務活動費へ名称変更され、使途についてこれまでの調査研究に加え、「その他の活動」が追加されました。また、経費の範囲については、条例で定めることとされたため、本条例を改正します。

2 改正の概要

- (1) 「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改め、交付目的を「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めます。
- (2) 規則に委ねられていた政務調査費使途基準について、条例で定めます。

3 施行期日

平成25年4月1日から施行します。